

東京都
つく
東プロ

「留意事項」で事故の リスクマネジメントを

全国福祉用具専門相談員協会東京都ブロック（鈴木禎二ブロック長）は11月19日、福祉用具のリスクマネジメントをテーマにしたオンライン研修を実施した。弁護士井澤わかかな氏が登壇し、福祉用具事故の防止、また事故が起こってしまった場合の法的トラブルへのリスクマネジメントについて専門家の視点から解説した。

井澤氏は、事故が発生して利用者との間でトラブルになった場合、利用者から依頼を受けた弁護士は「安全に使うための説明をしたか、利用者の状況を踏まえて伝わるような説明をしていたか、実際に伝わっていたか、に着目する」と説明。当事者間では「説明した」「受けていない」の水掛け論になりがちだが、司法の場では、それぞれの主張に合致する客観的な証拠が重要視される。そのため井澤氏は、「福祉用具サービス計画書の留意事項で全てに触

れるのが難しいのであれば、「取扱説明書で付箋を貼ったページのマーサさい」といった書き方をすることも方法のひとつとした。また、例えば「スロープには上下が異なります。上端、下端を確認して正しく設置してください」と注意を促したい場合、「どうやって確認すればよいのかも示しておけば、より利用者・家族に分かりやすくなる」とアドバイスした。

井澤氏の講演を受けて同協会理事で国際医療福祉大学大学院の東昌弘字教授は、「法的トラブルにな

った時にも留意事項がより事故を未然に防ぐために重要な再確認できぬにも、紋切りの型ではなく利用者それぞれにあった留意点を記載し、注意を呼び掛ける必要がある」と総括した。